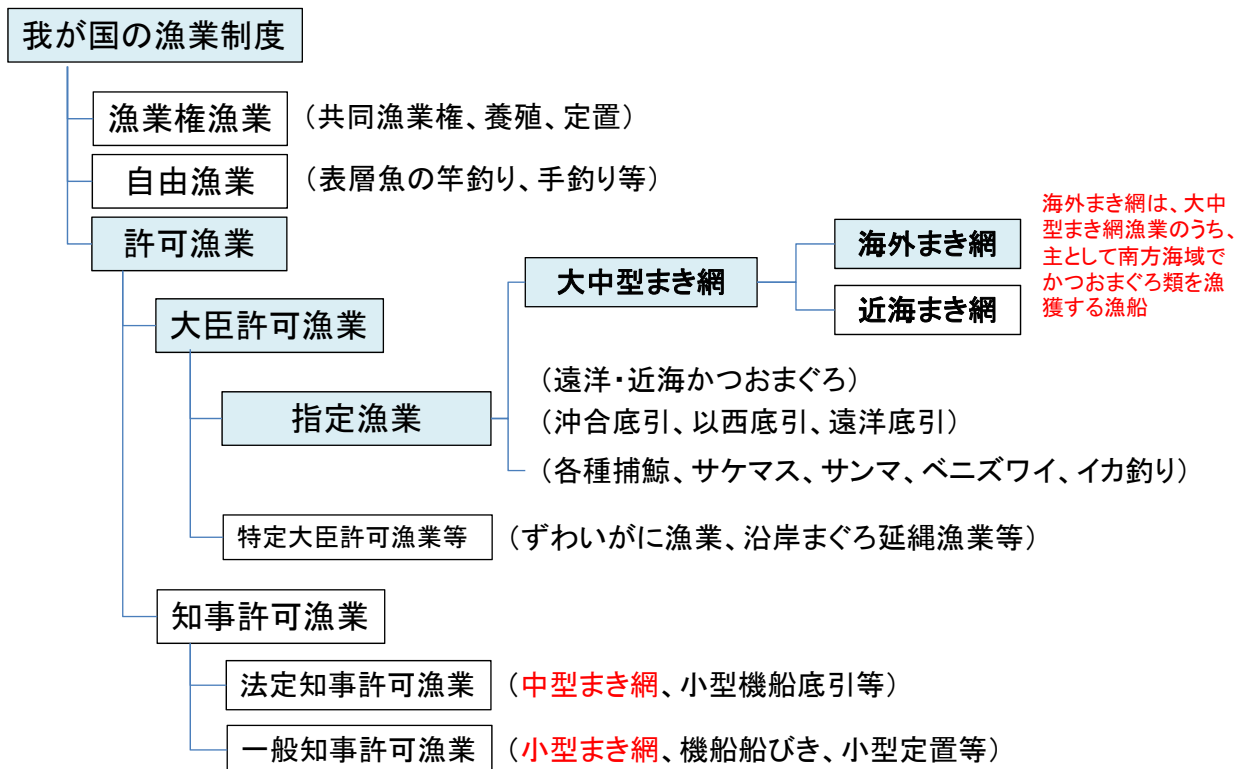


大中型まき網の漁業許可制度 と海外まき網の位置づけ



2018年3月23日
第2次水産業改革委員会

海外まき網漁業の漁業制度上の位置づけ



大中型まき網の操業区域-1

1. **北部太平洋海区** 千葉県南房総市野島崎灯台正南の線と東経百七十九度五十九分四十三秒の線との両線間における海域(オホーツク海及び日本海の一部を除く。)
2. **中部太平洋海区** 千葉県南房総市野島崎灯台正南の線と和歌山県東牟婁郡串本町潮岬灯台正南の線との両線間における海域
3. **南部太平洋海区** 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬灯台正南の線と宮崎県串間市都井岬灯台正南の線との両線間における海域(漁業法施行令第二十七条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域(以下「瀬戸内海の一部」という。)を除く。)
4. **北部日本海海区** 石川県珠洲市禄剛崎灯台正北の線以西の日本海の一部以外の日本海の一部
5. **中部日本海海区** 石川県珠洲市禄剛崎灯台正北の線と最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線との両線間における海域
6. **西部日本海海区** 最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線と佐賀県唐津市波戸岬灯台から長崎県吉岐市長者原崎突端及び同県対馬市神埼灯台を経て同市三島灯台に至る線並びに同灯台正北の線から成る線との両線間における海域(瀬戸内海の一部を除く。)
7. **九州西部海区** 日本海における東経百二十九度五十九分五十三秒の線、宮崎県串間市都井岬灯台正南の線、東経百二十七度五十九分五十三秒の線、北緯二十七度十四秒の線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域
8. **東海黄海海区** 最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の一部
9. **太平洋中央海区** 東経百七十九度五十九分四十三秒以西の北緯二十度二十一秒の線、北緯二十度二十一秒以北、北緯四十度十六秒以南の東経百七十九度五十九分四十三秒の線及び東経百七十九度五十九分四十三秒以东の北緯四十度十六秒の線から成る線以南の太平洋の一部(南シナ海の一部を除く。)
10. **インド洋海区** 南緯十九度五十九分三十五秒以北(ただし、東経九十五度四秒から東経百十九度五十九分五十六秒の間の海域については、南緯九度五十九分三十六秒以北)のインド洋の一部

出典: 大中型まき網漁業許可船名簿

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/sitei/attach/pdf/index-13.pdf>

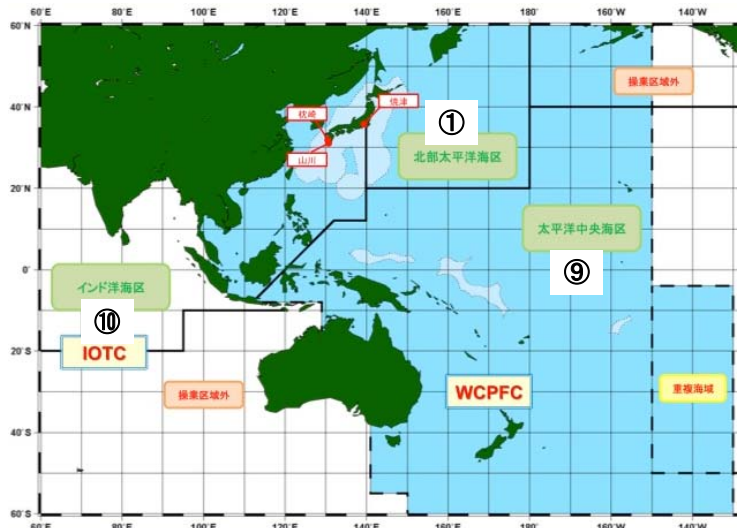
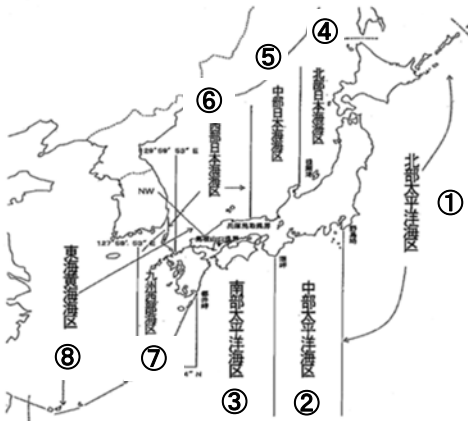
大中型まき網の操業区域-2

- ① 北部太平洋海区
- ② 中部太平洋海区
- ③ 南部太平洋海区
- ④ 北部日本海海区
- ⑤ 中部日本海海区
- ⑥ 西部日本海海区
- ⑦ 九州西部海区
- ⑧ 東海黄海海区

近海まき網

- ① 北部太平洋海区
- ⑨ 太平洋中央海区
- ⑩ インド洋海区

海外まき網



大中型まき網トン数階層・海區別登録隻数

2018年1月1日現在		隻数	操業海區別 漁業許可数										合計	
トン数呼称	種別		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
19トン型	近海まき網 69隻	22	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
80トン型		15	8	0	7	1	1	3	7	5	0	0	0	32
135トン型		15	13	3	0	8	6	8	0	14	0	0	0	52
199-329トン型		17	17	5	0	3	0	1	0	3	0	0	0	29
349トン型	海外まき網 29隻	21	8	0	0	0	0	0	0	0	21	8	37	
499トン型		4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	
760トン型		4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	6	
合計		98	68	8	7	12	7	12	7	22	29	10	182	

出典: 大中型まき網漁業許可船名簿

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/sitei/attach/pdf/index-13.pdf>

近海まき網の階層区分

船舶階層区分		階層名
新トン数適用船舶	旧トン数適用船舶	
15トン以上 37トン未満	15トン以上 29.99トン以下	1
15トン以上 48トン未満	15トン以上 39.99トン以下	2
48トン以上 81トン未満	40トン以上 59.99トン以下	3
48トン以上 136トン未満	40トン以上 99.99トン以下	4
48トン以上 500トン未満		5

海外まき網の階層区分

船舶階層区分		階層名
新トン数適用船舶	旧トン数適用船舶	
200トン以上 351トン未満	200トン以上 499.99トン以下	1
200トン以上 761トン未満	200トン以上 999.99トン以下	2

出典: 大中型まき網漁業等に関する漁業許可の取り扱い方針

4

海外まき網 漁業許可種類と制限

漁業許可には次の2つの制限が付されている

(1) 海域の制限: 操業海区(①~⑩)

(2) 漁船トン数の制限: トン数階層

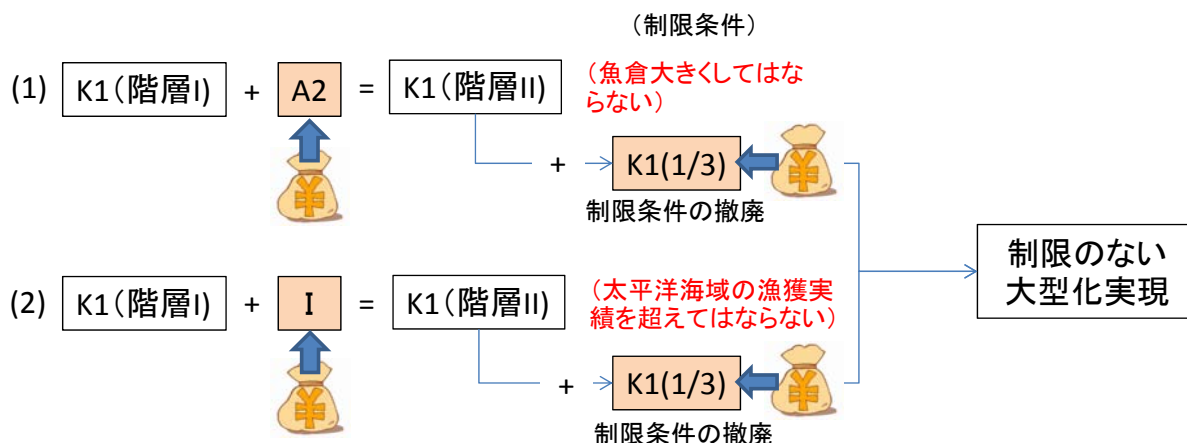
許可種類	操業区域	操業海域の制限	海域の管理	349トン	499トン	760トン
				階層I	階層II	階層II
A3	①北部太平洋海区	北部太平洋海区の(沿岸12海里以遠)	日本のEEZ	OK	OK	NG
A4		北部太平洋海区の(沿岸200海里以遠)	公海	OK	OK	NG
K1	⑨太平洋中央海区		PNA諸国のEEZ	OK	OK	OK
I	⑩インド洋海区		公海	OK	OK	OK

注) 2017年現在、調査船を除きインド洋操業に着業している船はいない

5

大型化を図るためにクリアしなければならない 漁業許可上の規制

1. 現状では、海外まき網船の大半はK1許可のみ所有
現状船: 349トン型 (K1 階層I)
大型船: 760トン型 (K1 階層II)
2. 大型化を図るためには、漁業許可の階層をIからIIに引き上げる必要がある
3. 階層引上げに必要な手続き (漁業許可の充当)



6

漁業許可の制限条件は漁業許可に明記されている

許可番号	まき 第 号	大中型まき網漁業許可証			
住所					
氏名又は名称					
船舶	船名	総トン数	349トン	階層名	(二)
	漁船登録番号	SO1-	使用権の種類及び期限	自己所有船	
操業区域	東経179度59分43秒以西の北緯20度21秒の線、北緯20度21秒以北、北緯40度16秒以南の東経179度59分43秒の線及び東経179度59分43秒以东の北緯40度16秒の線から成る線以南の太平洋の海域 (南シナ海の海域を除く。)				
操業期間	以下余白				
漁業の方法	1 そうまき				

トン数階層
階層(二)

9. 太平洋中央海区

東経百七十九度五十九分四十三秒以西の北緯二十度二十一秒の線、北緯二十度二十一秒以北、北緯四十度十六秒以南の東経百七十九度五十九分四十三秒の線及び東経百七十九度五十九分四十三秒以东の北緯四十度十六秒の線から成る線以南の太平洋の海域 (南シナ海の海域を除く。)

7

漁業許可書(裏書)で制限条件が課されている

K₁

制限又は条件

1. 操業区域の制限
 - 北緯12度19秒以北の千葉県南房総市野島埼灯台正南の線、同灯台正南の線以西、東経131度59分52秒以东の北緯12度19秒の線及び北緯12度19秒東経131度59分52秒の点南西の線から成る線以北の海域（ミクロネシアの排他的経済水域を除く。）においては、操業してはならない。 ← 操業海域制限
2. 魚種の制限
 - かつお及びまぐろ以外の水産動物の採捕を目的として操業してはならない。 ← 対象魚種
3. 漁具漁法の制限
 - (1) 漁獲物を許可船舶から他の船舶へ転載してはならない。ただし、次のいずれかの場合はこの限りでない。
 - イ 港内において転載する場合 ← 洋上転載禁止
 - ロ 船舶の損傷その他のやむを得ない事情がある場合
 - (2) 網規模は、浮子網の長さが2,000メートル以内でなければならない。 ← 網規模の制限
 - (3) 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（平成十七年条約第九号。以下「中西部太平洋条約」という。）第三条1に規定する条約区域のうち我が国排他的経済水域を除く海域及びその海域に沿う港内において、中西部太平洋条約第一条(c)に規定する委員会に登録された船舶以外の船舶から燃料、漁具その他の漁業用資材の補給を受けてはならない。 ← 洋上補給制限
4. その他
 - (1) 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（昭和四十四年条約第一号）、千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（平成二十一年条約第十号）、みなみまぐろの保存のための条約（平成六年条約第三号）、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定（平成八年条約第三号）及び中西部太平洋条約に基づく保存管理措置を遵守するため、これらの条約の締約国であり、かつ、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（平成十八年条約第十号）の締約国である国により正当に権限を与えられた検査官が、公海水域において乗船及び検査の受入れを要請した場合であって、漁業監督官が当該検査官を乗船させることを指示したときは、当該指示に従って当該検査官を乗船させなければならない。
 - (2) (1)により乗船した検査官が行う検査（漁船、漁具、装置、設備並びに漁獲物及びその製品の検査、漁業の許可証その他の関係書類の閲覧並びに必要な限度における物件の集取を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
 - (3) (1)により漁業監督官の指示があった場合において、当該漁業監督官がその指定する港への移動を指示したときは、これに従わなければならない。
 - (4) 魚倉容積（グレーン）は、1,285立方メートル以下としなければならない。 ← 魚倉容積制限
 - (5) 中西部太平洋条約に基づくオブザーバー（中西部太平洋条約第二十八条4に規定するオブザーバーをいう。）の保護に関する保存管理措置を遵守しなければならない。 ← オブザーバー保護

まとめ

■ インプットコントロール中心の管理が、経営効率改善の阻害要因となっている。



■ アウトプットコントロール中心の管理に移行できれば、経営効率改善が期待できる

- 操業海域制限
- トン数制限
- 魚倉容積制限
- 漁具制限
- 洋上転載禁止

- 効率優先の漁船設計
- 魚価の安定化

現状では課題も多い

- VDS(インプットコントロール)の元で、アウトプットコントロールが有効に機能するか？
- ゾーンベースの資源管理を主張しているPNA諸国との折り合いがつかうか？